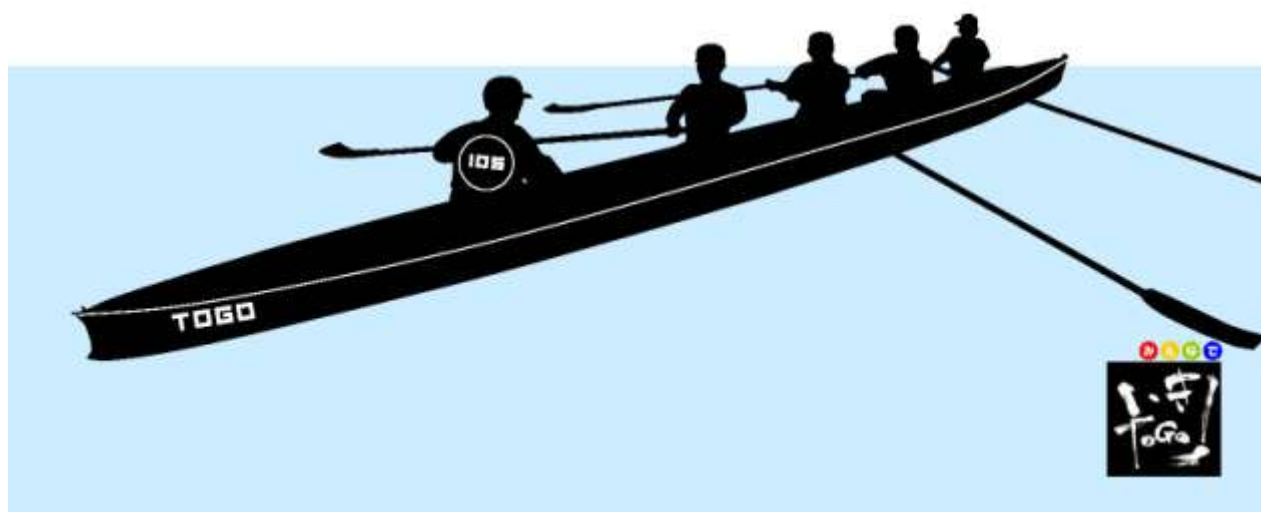


■ 未来へ出航。自治ボート **TOGO**



東郷町自治基本条例

目 次

	前 文	1
第1条	目 的	5
第2条	定 義	6
第3条	条例の位置付け	8
第4条	まちづくりの基本原則	9
第5条	町民の権利	10
第6条	町民の責務	11
第7条	事業者の責務	12
第8条	議会の責務	13
第9条	町長の責務	14
第10条	町民参画及び協働	15
第11条	地域活動及び町民活動	16
第12条	情報公開及び個人情報保護	17
第13条	町政運営	18
第14条	危機管理	20
第15条	広域連携	22
第16条	住民投票	23
第17条	検証及び見直し	24

尾張東部に「東郷」という名が付されて百有余年。水と緑に抱かれたわたしたちのまち東郷は、名古屋と豊田の間に位置する住まいのまちとして、転入者の若い力も加えながら、堅実に成長してきました。

わたしたちは、広く町民に親しまれる東郷音頭が謳う「老いも若きも手をつなぐ」ふれあいや地域の絆、先人が守り育ててきた「稲穂波打つ」、「実り豊かな」農業・伝統文化の魅力を次代に引き継いでいきます。このとき地球環境にも配慮の上、自然と共生しながら持続可能な「まちの元気」を育てていきたいと願っています。

そして、未来を担う子どもたち、お年寄り、障がい者や外国人など、ここに住むあらゆる人が「ふるさと東郷」に誇りを持ち、健康で幸せに暮らし続けられるよう「今あるものを活かしながら、新たな価値を見出すまちづくり」を目指します。

そのためには、わたしたち町民が、主体的にまちづくりに参画するとともに、議会や町と相互に補完し合い、協働していかなければなりません。

年齢や性別、国籍や障がいの有無にかかわらず、わたしたち町民が主役となって、未来の種をまき、育て、「明日にはばたく」、「ふるさと東郷」を実現するために、町の最も重視すべき条例として、ここに東郷町自治基本条例を定めます。

〔趣旨〕

前文は、自治基本条例の制定の趣旨や目的、基本原則を明確にするために設けるものであり、東郷町のまちの姿、将来目指すべきまちづくりの理念や制定に際しての決意等を分かりやすく定めたものです。

一般的に、前文の規定そのものから直接に法的効果を生ずることはありませんが、個別の条文規定の解釈の指針となるものです。

この自治基本条例を東郷町のまちづくりにおける最も重視すべき条例として位置付け、本町の自治の基本理念や基本原則などを定め、「まちづくりのルール」として、その考え方を明らかにしています。

〔説明〕

～第1段落～

〔歴史及び地理について〕

東郷は、尾張の東部地域に位置し、尾張の「東の郷」であることから、東郷という名が付されたと言われていています。その歴史としては、明治39年に諸和村と春木村が合併して「東郷村」が誕生し、その後、昭和45年の町制施行を経て現在に至るまで「東郷」の名がそのまま引き継がれ、100年を超える年月が過ぎました。

また、本町は、愛知池や境川を始めとする緑や水辺など豊かな自然を有する土地柄である一方、名古屋市や豊田市といった大都市の間に位置し、通勤通学圏内という地理的条件下に位置することから、昭和40年代の高度成長期以降、近隣の豊明市や日進市、長久手市、そして、古くから付き合いが深いみよし市と共に住宅のまちとして発展してきました。

特に、日進市とみよし市は行政面においても関わりが強く、この時代の人口増加に伴う消防力

の低下とごみ処理の問題に対応するため、3市町で「尾三」と称した一部事務組合を設立しそれらの問題に取り組んできました。

そして、今もなお謳われ続ける「みんなでつくろう、ふるさと東郷」は、人口が急増したこの時期に、新・旧の住民との融和策と心のふれあう明るいまちづくりを行うためのキャッチフレーズとして誕生しました。

～第2段落～

〔風土、産業及び文化について〕

昭和51年5月には、新・旧の住民の心を一つに繋ぎ、生活に潤いを持ち、ふるさと東郷づくりの活力を生み出すために「東郷小唄」とともに「東郷音頭」が作られました。

特に、「東郷音頭」は、本町の住民が作詞したこともあり、本町の四季の情景と特性が織り込まれた身近な歌詞で、かつ、誰にも分かりやすく、ふるさと感が溢れた曲になっています。

「老いも若きも手をつなぐ」は、本町は、古くから稲作による農業が盛んなまちで、収穫期には、老若男女を問わず近所の人が集まってその作業を行っていたこともあり、災害時や冠婚葬祭などにおいてもその共助の精神があることを表しています。このことから、本町は、集落の団結力が強固な地域であったことが分かります。文中の「稲穂波打つ」や「実り豊かな」は、まさにその情景が目に浮かぶフレーズです。

そして、この曲は世代を超えて町民に愛され、親しまれ、また、東郷町の普遍的な価値が謳われている本町の代名詞ともいえる歌です。

ここでは、その歌詞を引用し、本町の風土や産業、文化を表しています。

「東郷」の長い歴史において、先人によって幾重にも積み重ねられ、守り育てられてきた農業を中心とする産業や伝統文化、また、人と人とのつながりや地域の絆、ぬくもり、そして、まちのにぎわいを、歌詞をそのまま引用することによって、本町の独自性を色濃くし、印象付けています。

私たちは、このような本町の風土や産業、文化を十分に理解するとともに、先人によって培われた歴史に感謝しなければなりません。そして、本町のまちの魅力や誇りを私たち一人一人が歴史の中で生きる者として、先人のその意思や精神を受け継ぎ、次の世代へと引き継いでいかなければなりません。

その一方で、これからのまちづくりは、様々な場面で周囲の環境に配慮しながら本町の魅力の1つである自然との共生を図らなければなりません。

この段落は、いつの時代にあっても絶やすことのない「まちの元気」を育みたいという願いが込められています。

～第3段落～

〔まちづくりの理念について〕

ここでは、まちづくりに関わる人について、「未来を担う子どもたち、お年寄り、障がい者や外国人など」と具体的にあらゆる立場の人を列挙することによって、まちづくりの主体を明確にしています。

少子高齢化が加速する中で、子どもへの期待は非常に高まっています。そこで、本町の子どもたちが心身共に健康で、豊かな人間性や社会性を身につけるために、子どもの本来持つ力を発揮

できる機会を設けるとともに、将来、本町で育った子どもたちが本町にふるさと意識を持てるような取組が必要です。

また、高齢者は、長年培った豊富な知識や経験を生かして様々な社会活動に参画し貢献するとともに、異世代との交流を行い次代にそのノウハウを受け継ぐなど、地域で活躍できる場に積極的に参画し、生きがいを持って充実した生活を送れるよう努力することが大切です。

さらに、障がい者もまちづくりに参画することが求められます。そのためには、全ての人が障がいに対して理解し、福祉意識を高め、まちづくりに参画しやすい環境づくりに取り組む必要があります。

そして、町内で暮らす外国人と日本人が、お互いの文化や習慣などを理解し共生できる社会をつくとともに、国際交流活動などによって外国人が暮らしやすい環境をつくっていかねばなりません。

これは、年齢や性別又は、障がいの有無、文化や習慣の違いなどにかかわらず、まちづくりの主体として全ての人が協働することが基本であることを示しています。

社会が、高度経済成長社会から成熟社会へと変化してきた中で、町民の価値観の多様化や社会貢献への意識の高まりなどにより、町民参画や協働によるまちづくりへの意識が高まってきました。

まちづくりは、行政だけで実現できるものではなく、ここに挙げた全ての主体が連携し、協力し合い、協働の意識を持ってまちづくりを進めることが必要になります。そのためには、各主体が情報を共有し、透明性を確保することが重要です。

また、本町は、第1段落で述べたように豊かな自然を有する土地柄である一方、住宅のまちとして、土地区画整理事業などの開発が町内の各地域で進められてきました。それにより、若い世帯の転入者が増えることによって、本町に先祖代々住む人に加え、新しい若い活力も加えながら堅実に成長を続けてきました。その一方で、時代の変化とともに旧住民と新住民の割合が大きく変化しています。

そこで、本町の全ての人が、「ふるさと東郷」に誇りを持つことができるまちづくりを実現するために、これまで受け継がれてきた歴史と新しい創造力を大切にし、あらゆる人が知恵を出し合い、「今あるものを活かしながら新たな価値を見出すまちづくり」を理念としています。

～第4段落～

【まちづくりの手段について】

まちづくりは、町民が自ら積極的に参画することが求められます。参画に当たっては、それぞれの立場で自らができることに無理なく参画し、さらに、それを継続することが大切です。

自分や家族が幸せに暮らしたいと思う気持ちは、誰もが同じであり、いつの時代にあっても変わることはありません。そのためには、自らがまちづくりに参画することが必要となります。

今後の時代が要請するまちづくりには、町民と議会と町の三者が英知を集結し、役割分担に基づいてそれぞれの責務を果たし協力することが欠かせません。

ここでは、町民が自らの意思と責任において主体的にまちづくりに参画し、議会と町を含め、それぞれが相互に協力し合い、力を合わせ、又は不足する部分を補って進める「協働を原動力としたまちづくり」を推進することを強調しています。

～第5段落～

〔条例の制定について〕

まちづくりの主役は町民であることから、全ての町民が平等にまちづくりに参画できなくてはなりません。つまり、子どもからお年寄りまで、また、性別や国籍、障がいの有無にかかわらず、まちづくりに参画できなければ、全ての町民が幸せを感じられるまちの実現はできないことは言うまでもありません。

ここでは、前文のまとめとして、まちづくりの主役である町民が、未来の種をまき、それを着実に育て、「明日にはばたく」、「ふるさと東郷」を実現するために、この「東郷町自治基本条例」が、本町のまちづくりにおける自治の基本的かつ最も重要なルールであることを宣言しています。

(参考) 東郷音頭の歌詞

ハー 花の吹雪が 桜の集い
心よせ合う 顔と顔
住めば都よ～ われらの町は
あつい人情の 花も咲く
みんな踊ろよ 手をつなご
ふるさと東郷 よい所

ハー あやめ咲く庭 おらがの広場
老いも若きも 手をつなぐ
花と緑の～ われらの町に
はづむ歌声 夢を呼ぶ

ハー 稲穂波打つ 黄金の世界
ちから合わせて 築こうよ
実り豊かな～ われらの町は
明日にはばたく 尾張路に

(目的)

第1条 この条例は、東郷町のまちづくりの基本的な事項を定めるとともに、町民の権利及び責務並びに議会及び町の責務を明らかにすることにより、町民が主役の自治の実現を図ることを目的とします。

〔趣旨〕

この条例が規定している内容の概要を示すとともに、条例が達成しようとする目的を定めています。

〔説明〕

東郷町において、本町の自治を進めるための基本理念や基本原則、そして、まちづくりの主体である町民、議会及び町が果たすべき役割、責務等を明らかにし、自治を推進するための基本的なルールを定めることにより、「町民が主役」の自立した自治の実現を目指します。

そのためには、町民、議会及び町それぞれの主体が、この条例の趣旨を理解し、尊重しながら、参画し、協働していくことが必要です。

なお、この条例が理念のみを規定したものであれば、町民憲章とさほど変わりはありません。また、町が具体的な制度のみを規定したものであれば、「基本」とする意味がなくなります。この条例は、町民と行政との協働により、自治の基本となる理念と制度を定めた条例です。

※「町民憲章」・「総合計画」・「自治基本条例」の違い

- ・町民憲章：町民の生活や活動の規範であり、心の支えとなり続ける半永久的な理想
- ・総合計画：町の行政上の指針であり、実現を前提とした現実的な行政施策
- ・自治基本条例：理念及び制度を盛り込んだまちづくりの基本的な条例（ルール）

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとします。

- (1) 町民 町内に居住し、通勤し、又は通学する個人及び町内において活動若しくは事業を行う個人又は法人その他の団体をいいます。
- (2) 事業者 町民のうち町内において、事業を行う個人又は法人をいいます。
- (3) 議会 東郷町議会の議員によって構成される町の基本的な事項の団体意思を決定する機関をいいます。
- (4) 町 町長、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び監査委員をいいます。
- (5) まちづくり 町民が幸せに暮らし続けられるまちにしていくための活動及び事業をいいます。
- (6) 参画 町民又は町が実施するまちづくりにおける事業の企画、実施及び評価の各段階において、町民が自主的に意見を述べ、事業の実施に直接関与することをいいます。
- (7) 協働 町民、議会及び町がそれぞれの特性及び役割を尊重した上で、共通の目的を達成するため、対等な立場で相互に連携し、又は協力することをいいます。

〔趣旨〕

この条例に使用している用語のうち共通の理解が必要なものについて、その用語の意味をあらかじめ明確にし、解釈上の疑義をなくすために定義しています。

〔説明〕

～第1号～

この条例で定義する「町民」は、まちづくりに関与できる者を幅広い見地で捉えているため、個人や法人、あるいは、住民票の有無、国籍などの範囲を定めていません。

したがって、地方自治法に定める「住民」（町内に住所を有する人で、外国籍町民や法人も含む。）のほか、町内で働く人、学ぶ人、また、「その他の団体」には、様々な活動を行う人や団体等全ての人を含めており、自治会などの地域の組織及び町民活動団体のことをいいます。

※「区、自治会などの地域の組織」及び「町民活動団体」については、第11条（地域活動及び町民活動）を参照。

～第2号～

この条例で定義する「事業者」は、「町民」であることが前提となっています。町内に事業用の営業所や事務所などがあるかどうかにかかわらず、町内で事業を営む個人事業主や企業のことをいいます。

～第3号～

「議会」とは、東郷町議会のことをいいます。

～第4号～

「町」とは、町政を運営する執行機関のことをいいます。町の代表者である町長と、4つの行政委員会と1つの委員（教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員）をいいます。また、それぞれの執行機関の職員も含まれます。

なお、この条例では、町には「議会」を含みません。

～第5号～

「まちづくり」とは、町民が幸せに暮らし続けられるための取組全般を表し、ハード面やソフト面、マインド面など全てのまちづくりを含みます。ただし、議会や町長が行う町政（住民票の交付、保育園の入園手続き、道路の認定、町の条例等の公布などの行政サービスや行政手続きのほか役場の組織や人事など役場の内部に係るもの、また、議会運営や議会活動、町長や議員のマニフェストのような政治的な背景があるもの、まちづくりであっても、公表することによって町民に誤解や不安を招き、町内を混乱させ、行政運営に支障を及ぼすおそれがあるような情報や施策）とは区別しています。

～第6号～

「参画」とは、まちづくりに関する町の施策や町民が主催する行事に町民の意思を的確に反映するため、その企画・立案、実施及び評価に至る過程で、町民が責任を持って主体的に意見を述べ、行動し、協力することをいいます。

～第7号～

「協働」とは、よりよいまちを築き上げていくために町民、議会及び町が相互に対等な関係で、かつ、尊重し合いながら、それぞれの果たすべき役割と責任を自覚し、他者の立場を理解して、共に力を合わせることをいいます。

(条例の位置付け)

第3条 この条例は、東郷町のまちづくりにおいて、最も重視する条例であり、町民、議会及び町は、法令の範囲内において、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければなりません。

2 議会及び町は、町の他の条例、規則等の制定改廃及び運用、まちづくりに関する計画の策定、変更その他町政運営の基本的事項を定めるときは、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければなりません。

〔趣旨〕

本町では、既に数多くの条例、規則等が制定され、施行されていますが、ここでは、この条例の位置付けを明確にし、他の条例や規則等との関係について定めています。

〔説明〕

～第1項～

この条例は、東郷町における自治の基本的な事項（ルール）を定めるものです。この条は、この条例の位置付けについて、本町のまちづくりにおける「最も重視する条例」であることを宣言しています。

町民、議会及び町は、日本国憲法や国の様々な法令に違反してまちづくりをしてはならないことは当然であるとともに、この条例の趣旨を十分に理解し、そして、最大限に尊重しなければなりません。

～第2項～

自治の運営に関する町の他の条例、規則等は、この条例の内容と整合を図らなければならないことを定めています。

なお、条例、規則等の制定、改正、廃止及び運用、更には、総合計画や都市計画マスタープランを始めとするまちづくりに関するあらゆる計画の策定、変更等においても、同様にこの条例の趣旨を最大限に尊重しなければならないことを明らかにしています。

また、既に施行されている条例、規則等にあっては、この条例に適合しているかを検証する必要があり、適合していない場合は、改正する必要があります。

同様に、既に策定されている各種計画についても検証する必要があります。

(まちづくりの基本原則)

第4条 東郷町のまちづくりは、町民を主役とする共通の認識のもと、広く町民がまちづくりに参画し、町民、議会及び町が連携しながら協働することによって進めることを原則とします。

2 東郷町のまちづくりは、町民、議会及び町がまちづくりに関する情報を共有して進めることを原則とします。

3 東郷町のまちづくりは、議会及び町が町民に対して町の行う施策について常に分かりやすく説明することを原則とします。

4 東郷町のまちづくりは、男女の性別にかかわらず共に参画して実施することを原則とします。

〔趣旨〕

東郷町における自治（まちづくり）を進めるための基本的な原則を定めています。

〔説明〕

～第1項～

本町のまちづくりは、地域の身近な問題や課題をよく知る町民が、それらの問題解決に主体的に取り組む「町民が主役」の自治の実現を目指します。

また、まちづくりにおいては、町民が自らできることは、進んで参画するよう努めるとともに、町民、議会及び町がそれぞれの特性を活かして、連携しながら協働して進めていくことが大切です。

「広く町民がまちづくりに参画」するためには、性別、年齢、国籍、身体、思想、信条、宗教、政治などにかかわらず、それぞれのまちづくりに合った町民の参画が必要です。

～第2項～

町民、議会及び町は、それぞれが情報の発信者であり、受信者でもあります。参画と協働によるまちづくりを推進する上で、必要となる情報はお互いに共有することが重要です。

「まちづくりに関する情報の共有」は、「町民の知る権利」を尊重する一方で、町民への情報の発信については、膨大な町政情報を精査し、誤解を与えないよう、また、混乱することがないように正しく提供することが必要です。

また、世間で様々な情報が飛び交う中で、それらの情報に振り回されないよう、常に正しい内容を把握し、整理しながらまちづくりに反映していく必要があります。

～第3項～

議会及び町は、町の施策について、その過程や結果を広報紙、ホームページなどで町民に分かりやすい説明をもって公表するよう努めなければなりません。

また、公表に当たっては、第2項と同様、町民に誤解を与えないよう、また、混乱することがないように正しく発信する必要があります。

～第4項～

まちづくりを推進するに当たっては、男女の性別による差別があってはなりません。東郷町男女共同参画推進条例の規定に基づき、男女の性別にかかわらず共に参画することが必要です。

(町民の権利)

第5条 町民は、東郷町において、安全かつ安心で幸せに暮らすことができます。

2 町民は、議会及び町が保有しているまちづくりの情報を知ることができます。

3 町民は、まちづくりに参画することができるとともに、子どもは、それぞれの年齢にふさわしい形でまちづくりに参画することができます。

4 町民は、町の行う行政サービスを公平に受けることができます。

〔趣旨〕

町民の権利について定めています。

〔説明〕

～第1項～

町民が主体的にまちづくりに参画するためには、安全で安心して生活できることが前提となります。

ここでは、本町で生活又は活動を行う上で、それぞれの価値観が尊重され、誰もが幸せに生活することができることを定めています。

～第2項～

町民が、まちづくりに積極的に参画し、協働して進めるためには、情報を共有することが必要です。そこで、まちづくりの基本原則に基づき、町民は、議会及び町の保有する情報を知る権利があることを定めています。

～第3項～

この条例は、まちづくりに対する町民の参画や協働を自治の基本的なルールとして定めているため、まちづくりに参画する権利は、最も基本的な権利となります。

ただし、これは、参画を強制するものではなく、町民それぞれが個々の努力によって行われるものであるため、参画しないことによって不利益を被るものではありません。

また、この参画する権利は全ての町民が有するものであり、年齢にかかわらず、子どもからお年寄りまで誰もがそれぞれの年齢や役割にふさわしいかたちで参画することができます。

ここでは、まちを次代に引き継いでいく観点から、子どものまちづくりへの参画の権利を抜き出して強調しています。ただし、「子ども」についてはあえて定義せず、東郷町の未来を担う子どもたちと広く捉えています。

～第4項～

町民は、法令や条例等に定められた範囲内で自由な生活ができるとともに、町が提供するサービスを等しく受け、安全で安心して暮らせる権利を有することを定めています。

(町民の責務)

第6条 町民は、まちづくりに関心を持ち、これに主体的に参画するよう努めます。

2 町民は、まちづくりにおいて、町民の担う役割又は負担するものがあるときは、これを果たすよう努めます。

〔趣旨〕

町民が担う責務について定めています。これは、法的な「義務」ではなく、町民が主体的に果たす「責任」と「義務」を「責務」として定めるものです。

〔説明〕

～第1項～

町民がまちづくりの主体であり、担い手であるという自覚がなければ、自治の推進はあり得ません。このことから、町民には、まちづくりに関心を持ち、それぞれがまちづくりの何に役立つことができるかを考え、主体的に参画することが求められます。

まちづくりに「主体的に参画する」とは、町が行うもの、地域が行うもののほか、様々な団体や個人が身近な生活の中でできるものをいいます。例えば、個人であれば、家の前の側溝の清掃や草刈りなど生活に密着したものから、この条例の策定のように町民が行政と協働する取組まで、町民が参画できるもの全てをいいます。

～第2項～

第1項の説明のように、町民は、まちづくりにおいて、自身ができる範囲で役割を担い、また、応分の負担を果たすよう努力しなければなりません。

ここでも「役割」や「負担」を強制するものではなく、町民それぞれが個々の努力によって行われるものであるため、これを行わないことによって不利益を被るものではありません。

ただし、日本国憲法や法令等に定められた国民や町民としての義務に、この条例が及ぶことはありません。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、事業を行うに当たっては、この条例の趣旨を尊重するよう努めます。

2 事業者は、自らが地域社会の一員であることを認識し、積極的に地域に貢献するとともに、東郷町のまちづくりに寄与するよう努めます。

3 事業者は、事業を行うに当たっては、法令、条例等を遵守するとともに、環境に配慮する責務を有します。

4 事業者は、事業を行うに当たっては、雇用における男女の均等な機会を確保し、従業員の「仕事と生活の調和」を実現するよう努めます。

〔趣旨〕

事業者が担う責務について定めています。

〔説明〕

～第1項～

事業者が、本町で事業を行う際には、この条例の理念と趣旨を尊重するよう努力する必要があります。

～第2項～

事業者も地域社会を構成する一員という自覚を持ち、職種にかかわらず、まちに溶け込むよう努力し、地域の発展にどのように貢献できるかを考え、本町のまちづくりに積極的に参加するよう努力する必要があります。

～第3項～

事業者が、営利又は非営利にかかわらず事業を行う上で必要な法令、条例等の規定を遵守する義務があることは言うまでもありません。

また、地球環境を守り、次世代に引き継ぐための美化や保全にも、配慮する責任があります。

～第4項～

男女の平等については、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」や「東郷町男女共同参画推進条例」において規定されており、事業者が事業を行うときには、男女の差別をしてはいけないこととされています。

また、近年、従業員のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が提唱されており、各事業者が事業活動を遂行する上でその責任を果たすよう努力しなければなりません。

さらに、現代社会では、それぞれの従業員の家庭生活や地域生活においても、人生の各段階に応じて、多様な生き方を選択し、実現させることが求められています。

このため、事業者は、まちづくりに寄与し町と共に成長しながら、従業員一人一人の幸せのために努力する必要があります。

(議会の責務)

第8条 町と独立かつ対等の関係にある議会は、議会が持つ権限を有効に活用し、及びその機能を発揮するとともに、適正な町政運営の確保に努めます。

2 議会は、町民を代表する機関として、将来にわたるまちづくりの展望を持ち、町民及び地域に配慮した議会運営に努めます。

3 議会は、会議及び委員会を公開し、開かれた議会運営に努めるとともに、広く町民の声に耳を傾け、その想いを的確に町政に反映させるよう努めます。

〔趣旨〕

議会が担う責務について定めています。

〔説明〕

～第1項～

地方自治体の議会は、町と独立かつ対等の関係にあり（「二元代表制」※）、まちづくりに対して議会が持つ権限を有効的に活用するとともに、その機能を最大限に発揮しながら適切な町政運営を確保するよう努めます。

議会の機能については、平成18年9月の地方自治法改正により、従来の議会の意思決定機能や調査権・監査権・検査権などの権限のほか、「議長への臨時会請求権」、「委員会への議案提出権」、「専決処分の明確化」などが強化され、また、議会の自主性と自立性が拡大されました。今後、議会は、政策立案能力を向上させるために、こうした権限を積極的に活用していくことが求められています。

～第2項～

町民から信託を受けた議員によって構成される議会は、町民を代表する機関であり、その役割を認識するとともに、本町の将来のまちづくりを展望し、全ての町民と地域に配慮して、議会を運営するよう努めます。

～第3項～

議会は、会議や委員会を積極的に開示し、議会の透明性を確保するよう努めます。

また、地域との交流を活発に行い、町政について伝達する一方、町民の声を広く、公平に、かつ誠実に聞き入れ、その想いを町政に反映させるよう努めます。

※「二元代表制」

地域住民が、知事や市区町村長ら自治体の首長と都道府県や市区町村議会の議員を、別々の選挙で選ぶ仕組みのことをいいます。

これに対し、「議員内閣制」では、立法権を有する議会と行政権を有する政府（内閣）は別であるものの、内閣が議会の信任によって存立しています。

(町長の責務)

第9条 町長は、この条例の趣旨を最大限に尊重した町政運営を行います。

2 町長は、町民が望むまちづくりを実現するため、公正、公平かつ誠実な町政運営を行います。

3 町長は、リーダーシップを発揮し、健全な財政運営及び能率的かつ効率的な町政運営を行います。

4 町の職員は、前3項の規定に従い、常に町民の視点に立ち、町民との信頼関係を築きながら職務を行うとともに、職務に必要な知識の習得及び能力の向上に努めます。

〔趣旨〕

町長が担う責務について定めています。

〔説明〕

～第1項～

町長は、東郷町のまちづくりにおいて、この条例が最も重視すべきものであることを認識しながら、町政運営を行うものとします。

～第2項～

町長は、全ての町民のために、公正かつ公平で誠実な町政運営を行うとともに、透明性を確保し、法令を遵守しながら、町民が望むまちづくりを実現するよう町政運営を行います。

～第3項～

町長は、町の将来像を描きながら様々な施策を実施する必要があります。また、これらの施策を実施し、将来像を実現する過程において、町の職員を始め、多くの人々が関わります。

町長は、町を正しい方向へ向かわせるために町の執行機関の長としてリーダーシップを発揮し、住民本位のまちづくりを推進する責任を持ちます。そのためには、事案に応じた適切な判断、また、時には迅速な行動や決断が求められるとともに、バランスの取れた能率的かつ効率的な町政運営と健全な財政運営を行う必要があります。

～第4項～

この条例における「町の職員」とは、本町では、副町長、教育長その他一般職（臨時職員を含む。）及び各種執行機関の職員をいいます。

職員は、第1項から第3項までの項目を認識し、職務に当たっては、町民の視点に立ち、町民との信頼関係を築きながら、それぞれの職務を遂行します。

また、職員は、それぞれの職級や職種に必要な知識を積極的に習得し、自らの能力の向上に努めます。

(町民参画及び協働)

第10条 議会及び町は、町民がまちづくりに参画できる機会を設けるとともに、町民が参画しやすい環境を整備します。

2 町民は、まちづくりの主役として町政に関心を持ち、まちづくりに主体的に参画するよう努めるとともに、参画に当たっては、自らの発言及び行動に責任を持つものとします。

3 町民、議会及び町は、この条例の趣旨を最大限に尊重し、互いに対等の立場で相互に理解を深め、信頼関係を築きながら協働してまちづくりを推進します。

〔趣旨〕

まちづくりの原動力である「参画」と「協働」について定めています。

〔説明〕

～第1項～

議会と町は、第4条に規定するまちづくりの基本原則に基づき、町が行う様々な施策に対して、パブリックコメントやワークショップなど多様な手法によって広く町民が参画できる機会を設けるよう努めます。

なお、町の施策といっても、その内容や性質などは様々であるため、その事案に応じて、町民参画の対象としてふさわしいものかどうかを適切に判断するとともに、多様な手法のうちから、適切なものを選択し、対象となる参加者が参画しやすい環境をつくるよう努めます。

また、議会と町は、町民が主催するまちづくりについても広く町民が参画できる環境を整備するよう努める必要があります。

～第2項～

町民一人一人がまちづくりの主役であるということを念頭に置き、よりよいまちづくりを推進するために、町民は、町政に関心を持つことが大切です。

そして、町政に関心を持ち、知ることによって、町の特性や方向性を理解することができるとともに、まちづくりに主体的に参画しやすくなります。

また、町民は、まちづくりを他人任せにするのではなく、自分自身の問題と捉えて行動することが必要です。ただし、言いつ放しではなく、自らの発言と行動には、その状況に応じた責任を持つことが条件となります。

～第3項～

まちづくりの推進においては、町民、議会及び町は、それぞれ対等な関係にあります。

したがって、よりよいまちづくりを推進するためには、この条例の趣旨を十分理解し、尊重するとともに、町民、議会及び町は、それぞれの立場や役割を相互に尊重し、信頼し合いながら、まちづくりに関する施策を協働で行うことが必要です。

(地域活動及び町民活動)

第11条 町民は、区、自治会等の地域の組織の果たす役割を認め、それぞれの地域において自主的に地域の活動に参画し、協力するよう努めます。

2 町民は、公益的な活動を自発的又は自律的に取り組む町民（以下この条において「町民活動団体」という。）の意義を認め、自らが関わることのできる町民の活動に参画し、協力するよう努めます。

3 議会及び町は、地域の組織及び町民活動団体の自主性を尊重し、並びにこれらの地域の活動及び町民の活動を積極的に守り育てるよう努めます。

〔趣旨〕

地域活動と町民活動について定めています。

〔説明〕

～第1項～

地域活動については、それぞれの区・自治会が主体となって行う活動のほかに、これらが所管する小規模な組織（組、老人クラブ、消防団、女性防災クラブ、子ども会など）、又は学校のPTAなどの活動があります。

これらの団体は、それぞれの地域のまちづくりにおいて重要な役割を担っています。

したがって、「持続可能なまちづくり」を実現していくためにも、町民は、自らが生活する地域において、自主的に地域の活動に参画し、協力することが大切です。

～第2項～

ここでは、「公益的な活動を自発的又は自律的に取り組む町民」（町民活動団体）の活動を理解し、自ら関心のある活動に積極的に参加し、協力するように努めることを定めています。

「公益的な活動を自発的又は自律的に取り組む町民」は、第1項の「地域の組織」と区分して「町民活動団体」と表していますが、一般的には、これら（「地域の組織」を含む。）をNPO (Non Profit Organization) といい、「民間非営利組織」とも呼ばれています。

NPOは、特定非営利活動促進法により法人格を得たNPO法人に限定せず、非営利で社会的使命（ミッション）の実現のために自発的又は自律的に活動をする町民活動団体全般をいいます。

「自らが関わることのできる町民の活動」は、第6条第1項の説明と同様に、様々な団体や個人が集まり、身近な生活の中でできる活動全てをいいます。

したがって、町民活動団体が行うまちづくり対して、自ら参画できるものがあれば、積極的に参画し、協力するよう努めることが必要です。

～第3項～

まちづくりに対する地域の組織や町民活動団体（NPO）の活動や取組は多種多様であり、その規模も様々ですが、議会及び町は、それらが行う活動の意義を十分理解する必要があります。そして、必要に応じて、それぞれの団体に合った環境を提供するなど、まちづくりの様々な分野で活発に活動ができるよう支援します。

これは、議会や町が地域のコミュニティ活動や個々の団体活動を尊重することによって、町民

がよりよいまちづくりを行う意欲を高めるために重要な事項です。

(情報公開及び個人情報保護)

第12条 議会及び町は、開かれた行政を推進するため、別に条例で定めるところにより、市政の情報を積極的に開示し、又は提供し、町民と情報を共有します。

2 町は、町民の権利利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、個人情報を適切に保護します。

3 議会及び町は、町民に対し、市政に関する内容を常に分かりやすく説明する責任を果たすとともに、町民からの説明の要請があったときは、誠実な対応に努めます。

〔趣旨〕

町民の「知る権利」と「知られたくない権利利益の保護」を保障する上で、「情報公開」と「個人情報保護」について定めています。

〔説明〕

～第1項～

議会及び町は「東郷町情報公開条例」の規定に基づき、開かれた行政を推進します。また、町民が「参画する権利」を行使する上で必要な市政の情報について、その経過や結果などを積極的に公開して、町民と共有するものとします。

第4条第2項の説明でも触れたように、町民への情報の発信については、膨大な市政情報を精査し、町民に誤解を与えないよう、また、混乱することがないように正しく提供し、共有するとともに、世間で様々な情報が飛び交う中で、それらの情報に振り回されないことがないように、常に正しい内容を把握し、整理する必要があります。

～第2項～

一方で、個人の権利及び利益については、「東郷町個人情報保護条例」の規定に基づき保護されます。

個人情報、その定義や制度を正しく理解して扱われなければなりません。

～第3項～

議会及び町は、常に市政について分かりやすく説明するよう努力しなければなりません。

また、町民から市政の説明についての要請があった場合には、これに誠実に対応します。

(町政運営)

第13条 町は、町が実施するまちづくりにおける町民の参画を推進し、町民及び議会と連携しながら協働による町政運営に取り組みます。

2 町は、公正かつ公平及び透明性の高い町政運営を基本とし、東郷町の実情を踏まえた自主的かつ魅力的なまちづくりを推進します。

3 町は、将来にわたるまちづくりの展望をもとに、総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想として総合計画を策定し、その計画に従って町政を進めるとともに、その経過又は成果について定期的に公表します。

4 町は、町民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げられるよう能率的かつ効率的な町政運営を行います。

〔趣旨〕

本町の町政運営について、「参画」と「協働」、また、本町の将来像を描く「総合計画」と健全な「財政運営」の視点から定めています。

〔説明〕

～第1項～

町が町政運営を行うときには、第4条に規定するまちづくりの基本原則に基づき、町民の「参画」と町民・議会との「連携」、「協働」によって推進することを定めています。

～第2項～

町政運営を行うに当たっては、公正かつ公平で、透明性を保持することが基本となります。その上で、東郷町の実情を十分に把握し、自主的で魅力的な東郷町独自のまちづくりを展開し、推進していく必要があります。

～第3項～

この条例と総合計画の関係性について定めています。

総合計画については、平成23年の地方自治法改正により、その策定の有無等は、それぞれの市町村の判断に委ねられることになりました。そこで、本町では、この条例の趣旨を踏まえて将来のまちづくりについて展望するために、「総合計画^{*}」を策定し、その計画に従って町政運営を行うことを定めています。

そして、この「総合計画」は、社会情勢と住民ニーズ、計画の進捗状況や町の方向性を見極めながら、検証や見直しが必要になります。また、町民に対しては、その進捗状況や成果を定期的に公表するものとします。

なお、「総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想」は、旧地方自治法第2条第4項を直接引用しています。

～第4項～

「町民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げられる」については、地方自治法第2条第14項の規定を引用しています。町民の福祉の増進に努めなければならない

ということはいうまでもありませんが、地方自治は、住民の責任とその負担によって運営されるものである以上、常に、能率的かつ効率的に処理されなければなりません。

また、経費を切り詰める視点だけでなく、積極的に各種事業の事業効果について検討、評価するとともに、それに基づいて事務事業の見直しや重点化等をする必要があります。

※「総合計画」

市区町村においては、旧地方自治法では、総合計画の最上位に位置づけられる「基本構想」の策定が義務づけられていました。しかし、地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）が平成23年8月1日に施行され、この規定が廃止されました。

(危機管理)

第14条 町民は、常日頃から地震その他の災害又は不測の事態（以下この条において「有事」という。）に備え、自らを守る努力をするとともに、町が推進する災害対策に対し、積極的に協力するものとします。

2 町民は、地域において相互に役割を担い、有事に備え、連携し、協力する体制づくりに努めます。

3 町は、町民の生命、身体及び財産を有事から守るため、総合的な対策を構じます。

〔趣旨〕

地震や集中豪雨などの自然災害だけでなく、地域における犯罪や交通事故など予期せぬ事態も含んだ広い見地から、日頃、町が行っている施策に関して、町民と町との連携と協働をもってまちの平和を維持するための「危機管理」について定めています。

〔説明〕

この条では、危機管理について述べていますが、有事にあつては、町が直ちに個々の被災者の救援をすることは非常に難しいと考えられます。

例えば、大地震が発生した時には、町内の各所で大きな被害が発生し、町は、その状況の収集を行います。そして、町の職員は、原則として最悪の状況を想定した地域防災計画に従って行動することになります。

しかし、災害が大きければ甚大な被害となり、町民と同様に町の職員も被災している可能性が極めて高いため、災害発生直後は、町の災害対策の組織が十分に機能し、全ての被災場所に出向き対応することは困難になることが想定されます。そのため、被害の拡大を抑えるという観点から町が対応できるまでは「自助」や「共助」で助け合うということが求められます。

～第1項～

町民の「自助」について定めています。家族などの間で、日頃から話し合いを行い、地震その他の災害、不測の事態（以下「有事」といいます。）が起きた場合には、まず、自分や家族の命を守るため、家族の決めごとや個人の役割を確認するとともに、必要な備蓄品や家屋等の状態の確認を行うことによって、危機管理への意識を高め、被害を未然に防ぐ、又は可能な限り被害を小さくするよう、工夫し、準備することが大切です。

また、町民は、町が推進する災害対策にも積極的に協力し、町が一丸となって安全で安心なまちづくりに取り組みます。

ここでの説明は、個人としての町民を指して記述していますが、町民の定義に事業者を含むため、事業者についても同じようなことがいえます（次項についても同じ。）。

～第2項～

町民の地域における「共助」について定めています。有事に個人や家族だけで解決することが困難なことに対しては、まず、隣近所や地域で解決することが、二次災害の軽減や早期復旧の重要な鍵となります。したがって、町民は、日頃からの近所付き合いを大切に、区・自治会などに積極的に参加し、コミュニティ活動を行うなどの地域のネットワークづくりに努めることが必

要です。

これにより、有事においても、地域全体で連携・協力する体制がスムーズにでき、大きな力が早期に発揮されることが期待されます。

～第3項～

町が行う「公助」について定めています。町は、有事における町民の生命、身体及び財産を守るために、自助や共助ではできない部分について、町を始め、警察や消防、国、県などの行政機関、電気・ガス・水道など人の生活の基盤となるサービスを提供する公益企業などの団体の活動が円滑に行われるよう、「地域防災計画」などを定めます。そして、これらを定期的に見直し、町全体の危機管理に関してその時代に合った総合的な対策を講じる必要があります。

また、町は計画に基づき、必要な設備の整備や備蓄品を蓄えるなど、有事における町民の不安を払拭するために努力しなければなりません。

(広域連携)

第15条 町は、地方分権の趣旨を踏まえ、国及び県と対等な立場で連携し、協力して効果的な町政運営を行います。

2 町は、尾張東部が有する様々な地域の特性を最大限に活かすため、周辺の自治体と連携した行政運営を行い、この地域の発展とともに東郷町の発展に努めます。

〔趣旨〕

町の範囲を超えて、広域で連携することによりまちづくりを良好に進めることについて定めています。

〔説明〕

～第1項～

平成12年4月の地方分権一括法の施行により、自治体の位置付けがそれまでの国の下請機関的なものから、県と市町村は、国と対等な関係に変わりました。

これにより、機関委任事務及びその他従来からの事務区分は廃止され、代わって地方公共団体の事務は法定受託事務と自治事務に再編成されました。

そこで、従来国の事務であった多数の事務が県や市町村に権限移譲され、外交や防衛、国政選挙など国が直轄して行うことが望ましい事務は国の事務、それ以外の国民の生活に関する事務は県や市町村の事務となり、国と地方の役割分担が明確になりました。

しかしながら、災害時などの緊急時や町だけの力では解決できない問題などは、国や県の力が必要な場合も考えられます。その場合は、国や県に必要な要請をし、それぞれが対等な立場で役割を持ち、問題を解決するために連携し、協力し合う必要があります。

～第2項～

我が国は、今後、人口の減少及び少子高齢化、また、情報化・国際化の進展、地域の住民ニーズの多様化などにより、様々な課題や問題が発生することが見込まれ、これらにそれぞれの自治体が単独で対応することは制度面や財政面において非常に困難かつ非効率です。

このような状況を踏まえて、この尾張東部において安心して暮らせる地域を各地に形成し、住民にもそれぞれのライフステージやライフスタイルに応じた居住の選択肢を提供しなければなりません。

また、大都市周辺地域の自治体の主体的な取組として、農林水産業、自然環境、歴史、文化など、それぞれの魅力を活用して、NPOや企業といった民間の担い手を含め、相互に役割分担し、連携・協力することにより、尾張東部の地域全体で必要な生活機能を確保する政策が必要です。

そこで、尾張東部における自治体については、日進市やみよし市と共に尾三管内として消防・救急やごみ処理の一部事務組合、また、水道事業、し尿処理といった事務を始め、さらに、広域では、医療、福祉、土地利用といった様々な形で交流や連携が行われてきましたが、今後は、これらの事業の充実を図るとともにその他の分野においても、更に広域連携の強化を進めていく必要があります。

このように、お互いの風土や文化に対する知識や理解が深いことを活かして、様々な分野で連携し、協力し合うことで、尾張東部地域が発展し、ひいては、東郷町の発展にも大きく寄与でき

ることが考えられます。

(住民投票)

第16条 東郷町における特に重要な事項について、直接町民の意思を確認する必要があるときは、投票の資格を有する町民の請求又は議会若しくは町長の発議により、住民投票を実施することができます。

2 町民、議会及び町は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

3 住民投票の実施に関し、必要な事項は、別に条例で定めます。

〔趣旨〕

住民投票について定めています。

〔説明〕

我が国では、住民の意思がより政治に反映されるように直接的政治参加が法律で保障されています。その手法として、地方自治法などに基づく「直接請求」や日本国憲法や地方自治体の条例に基づく「住民投票」があります。

本条では、条例に基づく「住民投票」について定めています。

～第1項～

町民の意思を直接確認しなければならないような「特に重要な事項」があった場合には、「投票の資格を有する町民の請求又は議会・町長の発議」によって住民投票ができることを規定しています。

「投票の資格を有する町民」としたのは、第2条第1号で規定するこの条例における「町民」の定義では、投票できる者の範囲が不明確であり、投票の実施が困難であると判断したため、この条例で投票できる町民の範囲を明確にするためです。

なお、「投票の資格」については、第3項により別に条例で定められることとなります。

また、「町民の請求」は、町民の意思を直接確認する必要がある事項が発生した場合は、「署名」によって行われる方法が一般的ですが、その署名やその他の投票に関する規定についても別に条例で定められることとなります。

～第2項～

条例上の住民投票は、その結果に拘束されるものでないという解釈が一般的ですが、本町では、投票の結果を議会、町、そして町民も尊重しなければなりません。

～第3項～

第1項で記述したように、この条例では住民投票の実施に関する詳細な規定を定めていません。住民投票の実施に必要な年齢要件や投票方法などの詳細な規定は、別に条例で定めます。

(検証及び見直し)

第17条 町は、5年を超えない期間ごとに、この条例における町民の想い及びその時点の社会情勢に照らし、並びにこれを検証し、その結果に基づき見直しが必要なときは、これを行います。

〔趣旨〕

この条例の検証と見直しについて定めています。

〔説明〕

この条例の位置付けが東郷町のまちづくりにおける「最も重視する条例」であることから、条例を簡単に改正することはできません。

しかし、町を取り巻く環境は、時代の変化とともに移り変わっていきます。

将来、社会情勢や町あるいは地域の状態が変化し、この条例の内容がその時々状況に合致していなければ、この条例は、存在の意味を持ちません。

したがって、この条例の条文がその時代に適切であるかどうかを一定の期間ごとに検証する必要があります。そして、場合によっては、条例を改正することが必要となります。

「5年を超えない期間ごと」としたのは、社会情勢が急変した場合や本町の状況、また、それぞれの地域の環境が著しく変化した場合に、一定の期間ごとの見直しでは、条例の効力が失われることを懸念し、一定の期間を超えない範囲で、いつでも見直しが可能であることを規定しています。

これにより、この条例がいつの時代にあっても町民の想いに対してふさわしいものであり続けられるよう、社会情勢や本町の状況に合わせて、検証し、必要があれば見直しを行うこととしています。

なお、見直しの方法については、その時期に最も適切な方法で行われることが望ましいため、その準備と検討が必要となります。